

平成28年度税制改正に関する要請

平成28年度税制改正については、与党の税制調査会において本格的な議論が始まった。

その中で、特に、「ゴルフ場利用税」、償却資産に係る「固定資産税」及び「自動車取得税の廃止等に伴う代替財源の確保」等が、大きな争点となると仄聞している。

これらの税等は、いずれも町村の重要な財源となっており、住民サービスの提供や財政運営に極めて大きな影響を及ぼすことから、こうした見直しを受け入れることは到底できない。

よって、今後の税制改正の検討にあたっては、地方税財源の確保を図るため、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図るうえでも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

3. 自動車取得税の廃止等に伴う代替財源の確保等

消費税10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政に減収をきたさないことを前提としつつ、地方団体の準備や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

平成27年11月

和歌山県町村会

会長 小出 隆道